

◎新潟県選挙管理委員会告示第56号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、アサギ色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p>せいとう そのた せいじ だん たい めいしょうまた りやくしょう 名称又は略称</p>	<p>点 字 投 票</p>
<p> </p>	<p>（注意） （ちゅうい） 欄内（らんない）に一つ（ひとつ）書く（かく）こと。 （せいとう） （せいじだんたい） （めいしょうまたりやくしょう） 政党（せいとう）その他の（せいじだんたい）政治（せいじだんたい）団体（めいしょうまたりやくしょう）の（めいしょうまたりやくしょう）名称（めいしょうまたりやくしょう）又は（めいしょうまたりやくしょう）略称（めいしょうまたりやくしょう）は、</p> <p>第四十八回 衆議院 比例代表選出議員選挙投票</p> 